

# 綾瀬駅等周辺地域エリア防災計画

～ 綾瀬ルールを含む ～

案

令和8年2月

綾瀬駅等滞留者対策推進協議会

## 目次

1 総則.....	1
(1) 目的 .....	1
(2) 計画の位置づけ.....	2
(3) 計画の対象範囲.....	2
(4) 計画の作成及び実施の体制 .....	3
(5) 綾瀬駅等滞留者対策推進協議会 構成員名簿.....	3
(6) 地域の現状 .....	4
(7) 想定する災害 .....	5
(8) 綾瀬ルール .....	7
(9) 綾瀬ルール実践のための行動指針 .....	8
(10) 綾瀬エリア全体の災害対応力を向上させるための指針 .....	12
(11) 一時滞在施設一覧.....	13
(12) 綾瀬駅等周辺詳細地図 .....	14
2 利用者保護と一斉帰宅抑制.....	15
(1) 災害時の行動 .....	15
(2) 平常時の備え .....	16
3 正確な情報の収集・提供 .....	17
(1) 災害時の行動 .....	17
(2) 平常時の備え .....	18
4 滞留者への支援 .....	21
(1) 災害時の行動 .....	21
(2) 平常時の備え .....	22
5 帰宅支援 .....	23
(1) 災害時の行動 .....	23
(2) 平常時の備え .....	24
6 都市安全確保促進施設の整備及び管理 .....	25
7 災害時の活動基準 .....	27
(1) 現地対策本部の設置・撤収 .....	27
(2) 一時滞在施設の設置・撤収 .....	28
8 参考資料 .....	29
(1) 地域の現状データ .....	29

※ 都市再生特別措置法第 19 条の 15（都市再生安全確保計画）第 2 項で定める内容に該当する本計画の記載箇所は、次のとおり。

都市再生特別措置法第 19 条の 15 第 2 項		本計画の記載箇所
内容	法の位置づけ	
基本的な方針	第一号	
意義		1 (1) 目的 (p.1)
目標		1 (10) 綾瀬エリア全体の災害対応力を向上させるための指針 (p.12)
事業及び事務等		
都市再生安全確保施設の整備及び管理	第二号 第三号	6 都市安全確保促進施設の整備及び管理 (p.25)
その他の滞在者等の安全の確保を図るために必要な事業	第四号	2 (2) 平常時の備え (p.16) 3 (2) 平常時の備え (p.18) 4 (2) 平常時の備え (p.22) 5 (2) 平常時の備え (p.24)
滞在者等の安全の確保を図るために必要な事務	第五号	2 (1) 災害時の行動 (p.15) 3 (1) 災害時の行動 (p.17) 4 (1) 災害時の行動 (p.21) 5 (1) 災害時の行動 (p.23)
滞在者等の安全の確保を図るために必要な事項	第六号	第四号に同じ
その他の必要な事項	—	1 (9) 図表 9 行動指針に基づく行動(活動概要) (p.10) ※関係者の行動を時系列で整理したタイムライン

[参考] 内閣府・国土交通省. 都市再生安全確保計画作成の手引き. 第 4 版, 令和 4 年 3 月, <https://www.chisu.go.jp/tiiki/toshisaisei/youshikisya/anzenkakuho/index.html>, (参照: 2023-12-03).

## 用語

用語	用語の説明	
駅前滞留者	就業、通学、買い物等の目的で自宅から外出しており、駅周辺地域に滞留している人。	
帰宅困難者	災害により、公共交通機関が広範囲に運行を停止し、当分の間復旧の見通し立たない場合において、滞留者のうち徒歩で帰宅することが困難な人。都は具体的に、自宅までの距離が10km～20kmで徒歩帰宅を断念する人と、自宅までの距離が20km以上の全ての人を指す。	
避難場所	都が指定する大規模災害時に発生する延焼火災やその他の危険から、避難者を保護するために、必要な面積を有する大学、大規模公園や緑地、耐火建築物地域等のオープンスペース。	
現地対策本部	駅周辺地域において、現場での情報収集・提供及び誘導を行うため、区が駅前に設置する活動拠点。綾瀬駅等周辺地域では設置場所を検討中。	
一時滞在施設	帰宅が可能になるまで待機する場所がない帰宅困難者を一時的（1日～3日程度）に受け入れる施設。	
情報提供ステーション	区が設置し、徒歩帰宅者に情報の提供及び飲食のサポート等を行う施設。生涯学習センター(学びピア)に設置。	
災害時帰宅支援ステーション	徒歩帰宅者の支援として、水道水・トイレ・テレビ及びラジオからの災害情報の提供を行うこととしている施設。都は、コンビニエンスストアやガソリンスタンド、ファミリーレストラン等との協定を締結し、当施設に位置づけ。	▼このステッカーが目印 
(大規模な集客施設や駅等における)利用者	当該施設及び施設内のサービスを利用することを主たる目的として訪れた者のことであり、発災後に一時避難等を目的として当該施設を訪れた者は含まない。	
(利用者の)保護	当該施設内での待機に係る案内、安全な場所への案内又は誘導を指す。	
滞留者	ある時間に地震が起こった際に都内に滞留している人 滞留者数=屋内滞留者数+屋外滞留者数+待機人口+滞留場所不明人口	
屋内滞留者	滞留目的が業務または学校であり、発災時に屋内にいると考えられる人	
屋外滞留者	滞留目的が私用または不明であり、発災時に屋外にいると考えられる人 職場や学校などの所属場所がないために、発災時に屋外で滞留する人	
待機人口	滞留目的が自宅及びその周辺の人	
滞留場所不明人口	発災の時間帯に何らかの目的をもって移動中であり、発災時の滞在場所が不明な人	

### [参考]

- 1) 内閣府(防災担当). 大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策のガイドライン, 令和6年7月, <https://www.bousai.go.jp/jishin/kitakukonnann/index.html>, (参照: 2025-12-10).
- 2) 東京都防災会議. 首都直下地震等による東京の被害想定 報告書, 令和4年5月, <https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1000902/1021571.html>, (参照: 2023-12-03).
- 3) 東京都防災会議. 東京都地域防災計画(震災編)(令和5年修正), 令和5年5月, <https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1000061/1000903/1000359.html>, (参照: 2023-12-03).

## 1 総則

### (1) 目的

綾瀬駅は、J R東日本常磐線や東京メトロ千代田線が乗り入れ、日に約40万人以上の乗降客が利用する等、足立区内で北千住駅に次ぐターミナル駅である。また、18のバス路線を有する区内最大のバスターミナルでもあり、災害が発生した場合、大勢の滞留者が発生する可能性が高い。

実際に平成23年3月11日の東日本大震災では、滞留者が発生したため、近隣の区立学校等を開放し、滞留者を収容する等の対応を行っている。

しかし、区と共同で帰宅困難者対策に当たる組織が当時なかったため、駅周辺や大型商業施設、徒歩帰宅者等の状況を迅速に収集する体制が構築できなかった。

さらに、帰宅困難者に対して、交通機関や周辺道路、一時滞在施設に関する情報等の提供ができず、避難誘導や食料・水の提供等の支援を迅速に行うことができなかった。

平成31年3月には東京メトロ千代田線の北綾瀬駅への直通運転が開始され、令和2年12月には北綾瀬駅の環状七号線北側出入口の供用が開始された。これにより、環状7号線以北からの鉄道利用者の利便性が向上され、綾瀬エリアにおける帰宅困難者対策を早急に進める必要がある。

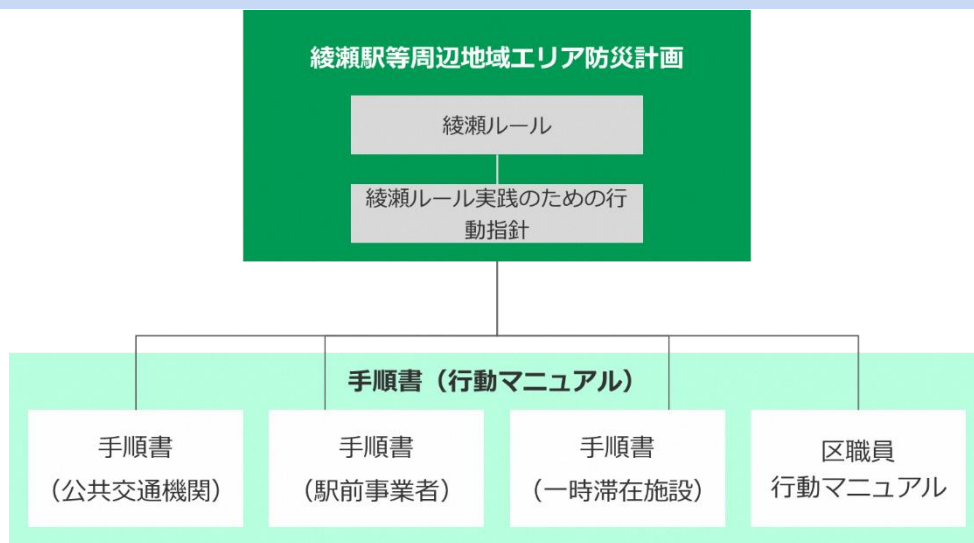
本計画は、東日本大震災で明らかとなった正確な情報収集と滞留者への情報提供、滞留者の誘導といった課題に対応し、綾瀬駅周辺を中心に、帰宅困難者対策を強化することにより、綾瀬エリア全体の災害対応力を高める目的で作成する。

## (2) 計画の位置づけ

本計画は、綾瀬駅等周辺地域における滞留者の全体的な方針を定めるものであり、平成29年度から整備していた「綾瀬ルール」及び、令和3年度より作成を進めていた「綾瀬ルール実践のための行動指針」を包含する。

滞留者の誘導や一時滞在施設の運営等、具体的な行動については、手順書（行動マニュアル）を策定し、本計画の関連文書として位置づける。

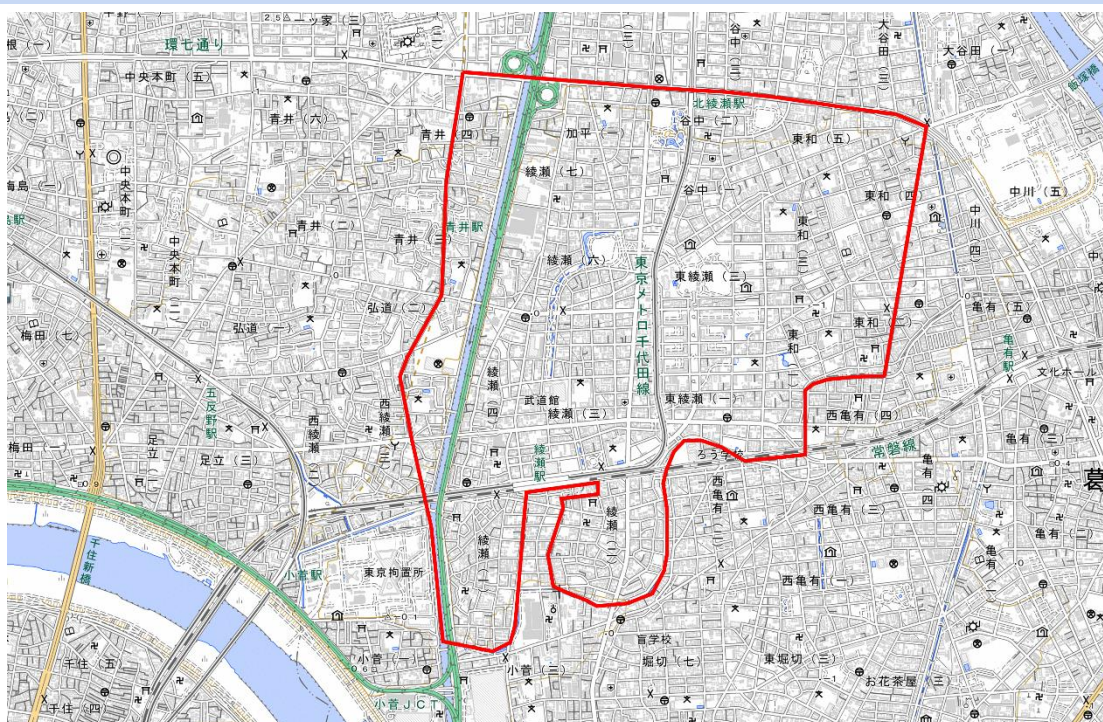
図表 1 計画の位置づけ



## (3) 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、図表 2 に示す綾瀬駅等周辺地域とする。

図表 2 対象範囲



[出所] 国土地理院「地理院地図」に対象範囲を加筆

**(4) 計画の作成及び計画の実施体制**

本計画の作成及び計画の実施は、区と綾瀬駅等滞留者対策推進協議会が主体となっていく。

**(5) 綾瀬駅等滞留者対策推進協議会 構成員名簿**

(令和7年3月現在)

番号	区分	機関等名	
1	委員	公共交通事業者	
2		商業施設事業者及び 商店会	東京地下鉄株式会社 北千住駅務管区
3			足立区商店街振興組合連合会
4			株式会社イトーヨーカ堂 綾瀬店
5			株式会社東急ストア 綾瀬店
6		その他駅周辺事業者	東京武道館
7			東京都立城東職業能力開発センター
8			東綾瀬公園サービスセンター
9			日本環境マネジメント株式会社
10			株式会社スエヒロ
11		行政機関	足立区東綾瀬区民事務所
12			綾瀬警察署
13	足立消防署		
14	オブザーバー	足立区 政策経営部 報道広報課	
15		国土交通省 関東地方整備局	
16		東京都 総務局 総合防災部 防災管理課	
16	委員 (行政機関)・事務局	足立区 危機管理部 総合防災対策室 災害対策課	

**(6) 地域の現状**

綾瀬駅等周辺地域の現状について、駅前滞留者対策の観点から整理すると、図表 3 のとおりである。詳細は、「8 (1) 地域の現状データ」(p.29) を参照のこと。

図表 3 綾瀬駅等周辺地域の現状

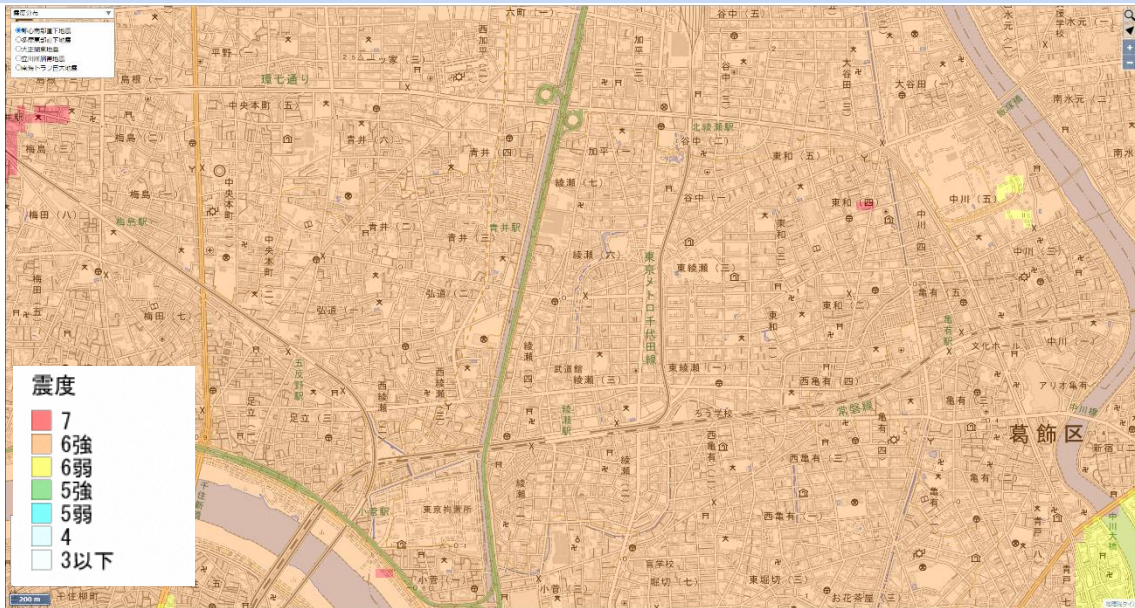
区分	現状
土地利用	ア 綾瀬駅近辺は商業地域、綾瀬駅の北側（北綾瀬駅の南側）は住居地域として利用されている。
人口	ア 綾瀬駅近辺北側では、人口密度は昼間の方が夜間よりも高く、従業者密度も高い。
建物	ア 耐火造や準耐火造が多く、不燃化率が高い。
道路、 鉄道等	ア 幹線道路としては、都が帰宅支援対象道路に指定している環七通りのほか、江北橋通り、環七南通り、綾瀬川通り、川の手通り、首都高速6号がある。 イ 綾瀬駅等周辺地域には綾瀬川があり、伊藤谷橋、五平新橋（江北橋通り）、綾瀬新橋（環七南通り）、新加平橋（環七通り）がある。 ウ 綾瀬駅及び北綾瀬駅の近辺には、幅員4m未満の細街路はない。 エ 北千住駅は、JR常磐線と東京メトロ千代田線が乗り入れている。 オ 綾瀬駅前にはバスターミナルがあり、18路線が乗り入れている。
防災資源	ア 綾瀬駅等周辺地域は、住居地域が多く、大規模な一時滞在施設がない。 イ 情報提供設備として、デジタルサイネージ「ビュー坊テレビ」が3か所ある。

## (7) 想定する災害

東京都防災会議「首都直下地震等による東京の被害想定 報告書」(令和4年5月)において、足立区の被害が最大となる「都心南部直下地震 M7.3」とする。

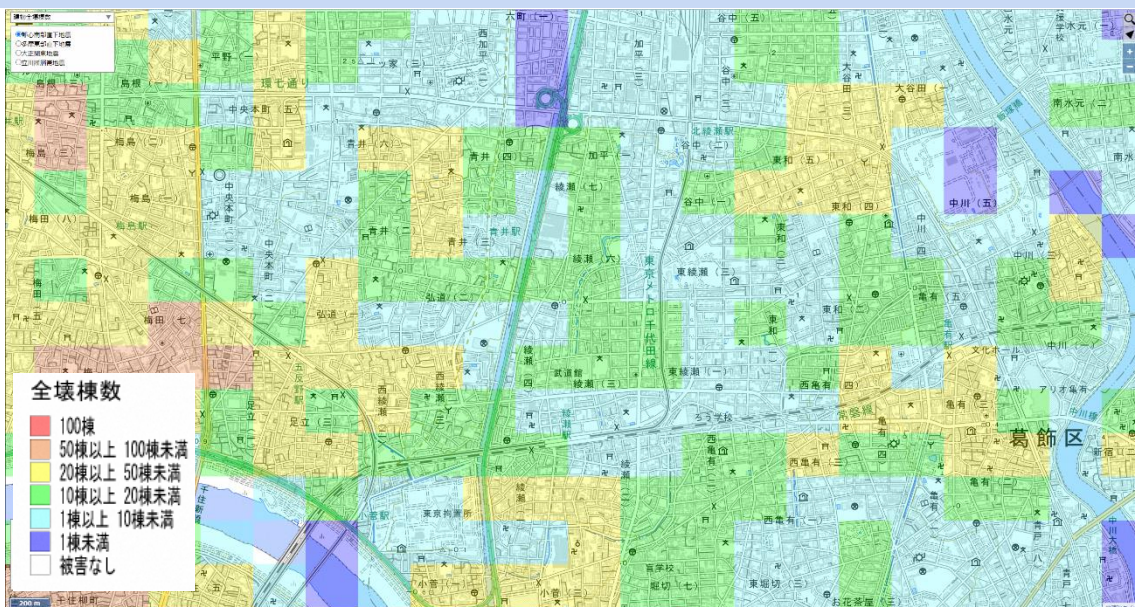
綾瀬駅等周辺地域の震度、全壊棟数、焼失棟数、液状化危険度の分布は図表4～図表7のとおり。

### 図表4 震度 (都心南部直下地震 M7.3)



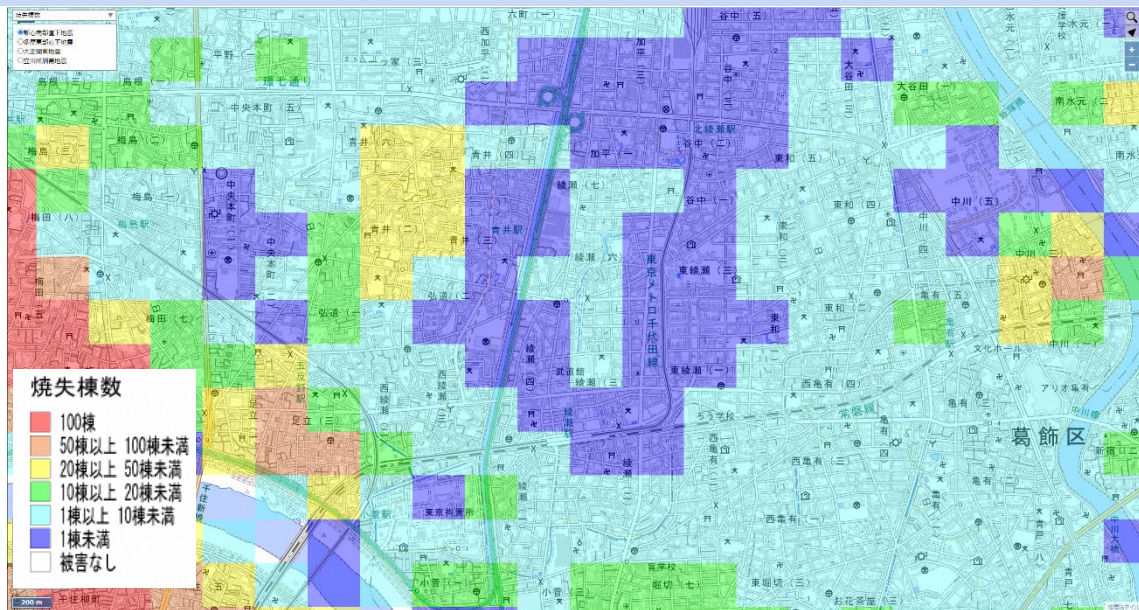
[出所] 東京都. 東京被害想定デジタルマップ, <https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1000902/1023294/index.html>, (参照: 2023-11-12).

### 図表5 全壊棟数 (都心南部直下地震 M7.3)



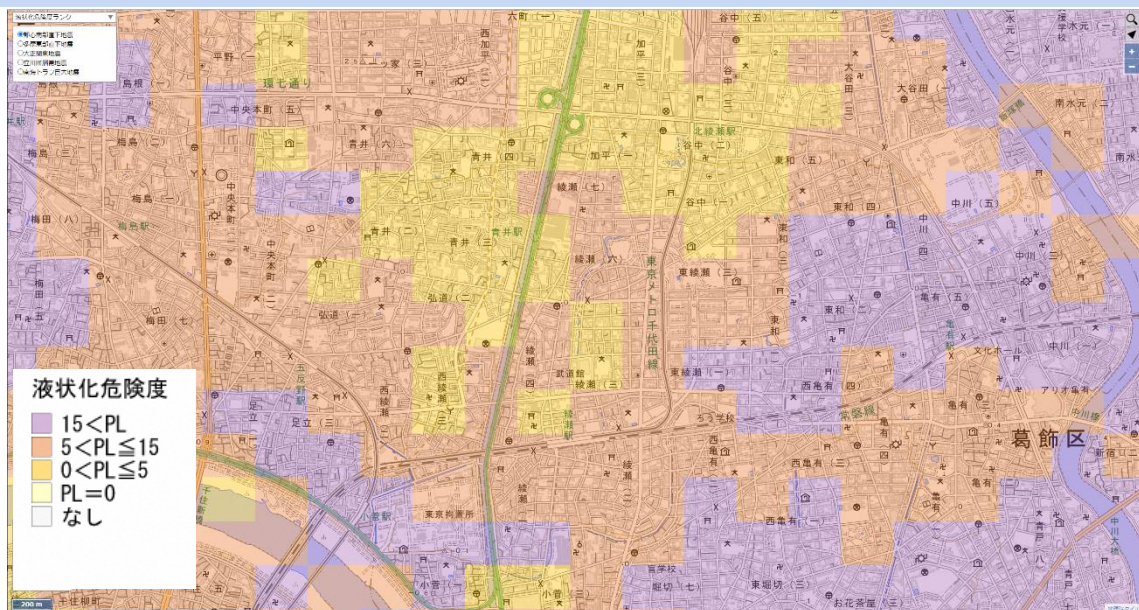
[出所] 東京都. 東京被害想定デジタルマップ, <https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1000902/1023294/index.html>, (参照: 2023-11-12).

図表 6 焼失棟数 (都心南部直下地震 M7.3)



[出所] 東京都. 東京被害想定デジタルマップ, <https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1000902/1023294/index.html>, (参照: 2023-11-12).

図表 7 液状化危険度 (都心南部直下地震 M7.3)



[出所] 東京都. 東京被害想定デジタルマップ, <https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1000902/1023294/index.html>, (参照: 2023-11-12).

綾瀬駅と北綾瀬駅で想定される滞留者や待機人口、滞留不明人口を算出する。

	滞留者			待機人口				滞留場所	計
	屋内滞留者	屋外滞留者	合計	自宅	移動なし	移動開始前	合計	不明人口	
綾瀬駅 北綾瀬駅	10512	5127	15639	2348	10202	7866	20416	5809	41864

算出されたデータから対象地域内に滞留する人のうち対象地域又は周辺地域に住宅を持つ人を除き、綾瀬駅と北綾瀬駅で発生する滞留者を算出する。

	駅前滞留者			待機人口				滞留場所	計
	屋内滞留者	屋外滞留者	合計	自宅	移動なし	移動開始前	合計	不明人口	
綾瀬駅 北綾瀬駅	6512	3882	10394	2348	10202	7866	20416	5809	36619

※駅前滞留者数が最大となることが予想される昼 12 時をもとに考える。

※屋内滞留者…自宅以外の所属場所（職場、学校等）で被災し、そのまま屋内にとどまることができる人。

※屋外滞留者…所属場所（職場、学校等）以外で被災し、身近にとどまる場所をもとない人。屋内滞留者のうち、建物が損壊し屋外に滞留せざるを得ない屋外滞留者も含む。

※待機人口…自宅及び自宅周辺で被災し、屋内にとどまることができる(又は留まることが容易な)人。

※滞留場所不明人数…発災の時間帯に何かしらの目的を持って移動中であり、発災時の滞在場所が不明な人。

※本計画内の駅周辺滞留者数は昼 12 時に対象地域内で活動又は移動をしている人々を対象に算出している。一方で帰宅困難者数は帰宅が可能な人数（自宅までの距離が 10km 圏内又は 10～20km 圏内の一部の徒歩帰宅者）のことを指す。

※駅前滞留者数はパーソントリップ調査(平成 30 年)の数値を基に算定している。

なお、東京都防災会議の報告書内で「屋外滞留者」は、滞留者の中でも特に対策が必要とされている。

- ・ 「地震発生時の電車等の公共交通機関の停止や自動車の利用禁止に伴い、帰宅したくても帰宅できない人」を「帰宅困難者」と定義し、各地域内の滞留者を距離帯別に集計し、距離帯別の帰宅困難率を設定してこれに乗じることで帰宅困難者を算出する。
- ・ 一方で、首都直下地震が起きた際には甚大な被害が予想されるため、自宅が近距離であっても速やかに帰宅できるとは限らない。また、発災後の混乱を避け、身の安全を守るためにも、職場や学校等にとどまることが求められており、ただちに帰宅行動をとることは奨励されていない。そのため今回は、「ある時間に地震が起こった際に都内に滞留している人数（滞留者数）」及びその中でも特に対策が必要な「職場や学校などの所属場所がないために、発災時に屋外で滞留する人数（屋外滞留者数）」を把握する。

[出所] 東京都防災会議. 首都直下地震等による東京の被害想定 報告書. 令和4年5月. p.6-71, <https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1000902/1021571.html>, (参照：2023-11-12).

## (8) 綾瀬ルール

綾瀬駅等周辺地域は、J R東日本常磐線や東京メトロ千代田線が乗り入れ、1日40万人以上の乗降客が利用するなど、足立区内で北千住駅に次ぐターミナル駅である。また、18のバスの路線を有しており、区内最大のバスターミナルでもある。

首都直下地震等の災害発生時には、公共交通機関が運行を停止し、膨大な数の帰宅困難者が駅周辺に滞留し、帰宅が可能となるまでの間、待機場所がないことが想定される。

災害時における綾瀬駅・北綾瀬駅周辺の混乱及び事故等を防止するため、「足立区」が主導し「綾瀬駅等滞留者対策推進協議会」（以下「協議会」という。）と連携・協働し、駅前滞留者対策を推進する。

ここでは、綾瀬駅等周辺地域における駅前滞留者対策の基本方針として、「自助」「共助」「公助」に基づく「綾瀬ルール」を以下のとおり定める。

### 【綾瀬ルール】

- ルール1 事業者は、可能な範囲で、従業員や利用客を施設内で保護し、一斉帰宅を抑制する。【自助】
- ルール2 区、警察、消防、事業者等が連携し、地域全体で駅前滞留者対策に取り組む。【共助】
- ルール3 区、警察は、駅前滞留者への情報提供や誘導を行う。【公助】

## (9) 綾瀬ルール実践のための行動指針

綾瀬ルールを実現するために取るべき行動の基準として、「綾瀬ルール実践のための行動指針」(以下「行動指針」という。)を以下のとおり定める。なお、行動指針に基づく行動(活動概要)は図表 9、その詳細は 2～5 の各章の「(1) 災害時の行動」に示す。

### 【綾瀬ルール実践のための行動指針】

#### 1 各施設の屋内滞留者は施設内に待機する。

屋外に滞留者が溢れることによる混乱や事故を防ぐ。

#### 2 駅周辺の屋外滞留者への対応

電車やバスの乗客、通行者等行き場のない滞留者の安全を確保し、混乱を防ぐ。

##### (1) 徒歩帰宅が可能な者への対応

徒歩帰宅が可能な者は、行政機関による災害応急対策に支障を与えないことを前提に、帰宅支援対象道路等で帰宅する。区、警察は、情報提供や誘導を行う。

##### (2) 徒歩帰宅が困難な者への対応

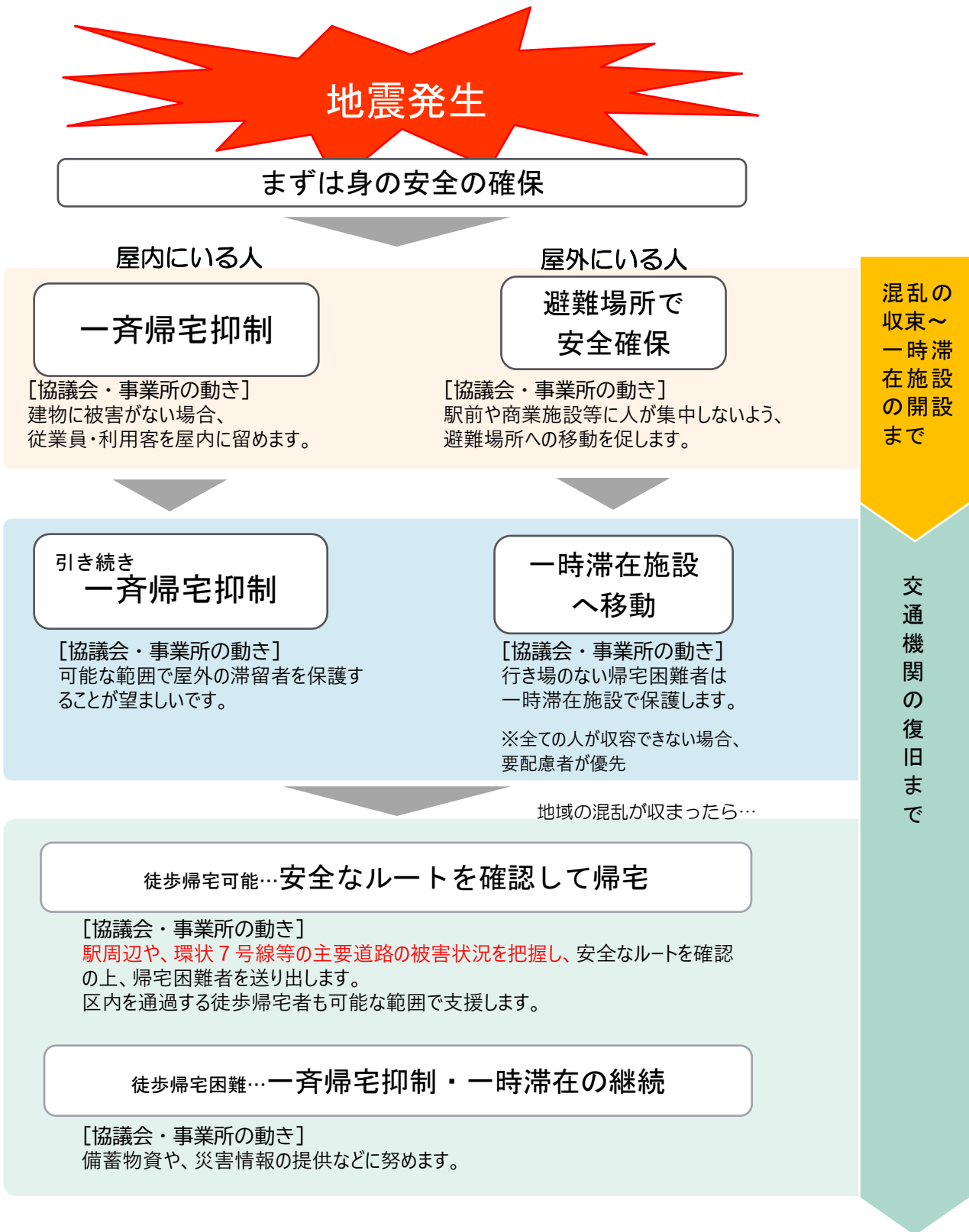
徒歩帰宅が困難な者は、駅周辺から安全な場所に退避し、公共交通機関が運行を再開するまでの間、一時滞在施設等の安全な場所で待機する。区、警察は、情報提供や誘導を行う。

※ 上記 1・2 に係る屋内・屋外滞留者の行動の流れは、図表 8 のとおり。

#### 3 正確な情報の収集と滞留者への情報提供に努める。

被害状況や交通情報を提供し、滞留者各自の冷静な行動を促す。

図表 8 屋内・屋外滞留者の行動の流れ



図表 9 行動指針に基づく行動（活動概要）

滞留者の発生により想定される「二次災害を避ける」ための「活動開始のトリガー」と「活動の概要」は以下のとおり。

### 1 活動開始のトリガー

大規模地震により、公共交通機関が止まり長時間復旧の見込みが立たず、

駅前滞留者により**二次災害※が発生する危険性が高い時**。

※ 避けるべき二次災害

- ① 駅前等への滞留者の集中に伴い「群衆なだれ」が発生する危険性が高まる
- ② 無秩序な人の移動により、延焼火災等へ巻き込まれる
- ③ 多くの徒歩帰宅者により交通渋滞が発生し、救急車等の緊急通行車両の交通が妨げられる

### 2 活動の概要

滞留者本人の安全確保及び地域の混乱防止のため、各主体は指針に基づき、時系列で次の行動をとる。

局面	発災 (地震発生直後)	残留・退避 (地震発生直後～ 3時間後)	滞在 (地震発生 3時間後～ 12時間後)	帰宅 (事態が ある程度収束)
主な行動	利用者保護と 一斉帰宅抑制	正確な情報の 収集・提供	滞留者への支援	帰宅支援

※ より詳細なタイムラインは次ページのとおり。

		発災（地震発生直後）	残留・退避（地震発生直後～3時間後）	滞在（3時間後～12時間後）	帰宅（事態がある程度収束）
考えられる状況		・エリア内にいる人々が行動を開始 ・公共交通機関の一斉停止	・駅前では急速に滞留者が増加	・一時滞在施設の開設 ・近距離徒歩帰宅者が地域を通過	・公共交通機関は徐々に運行再開 ・地域の被害状況がある程度明らかに
（主な行動）		<b>利用者保護と一斉帰宅抑制</b>	<b>正確な情報の収集・提供</b>	<b>滞留者への支援</b>	<b>帰宅支援</b>
滞留者・帰宅困難者		屋内の場合は施設の係員に従って行動 屋外の場合は避難場所で安全確保		行き場のない帰宅困難者は一時滞在施設へ移動	運行再開した交通機関や代替交通手段により帰宅  徒歩帰宅をする場合は、帰宅ルート of 安全を確認
協議会の各事業所	駅前事業者 （商業施設、商店街、オフィス等）	一斉帰宅抑制（施設内の利用者を安全な場所で保護） 施設安全点検 施設内で安全に留まれない場合は、滞留者を避難場所へ誘導	可能な範囲で駅周辺の滞留者を保護	利用者に一時滞在施設開設の案内	利用可能な交通機関等の案内
	一時滞在施設	一斉帰宅抑制（施設内の滞留者を安全な場所で保護） 施設安全点検 区要請により一時滞在施設開設可否判断	要員参集 開設準備	受入開始 一時滞在施設の運営	利用可能な交通機関等の案内  一時滞在施設閉鎖
	公共交通機関（駅）	復旧作業のため利用者を改札外へ誘導 駅前集まる滞留者に対する案内 ⇒避難場所、運行再開見込み等の情報提供		一時滞在場所等の解放	運行状況の情報発信
足立区	災害対策本部（区役所）	現地対策本部開設判断 一時滞在施設開設要請 滞留者へ情報発信 ⇒一斉帰宅抑制、避難場所、被害状況等 ※情報発信は、足立区災害ポータルサイト、防災行政無線、デジタルサイネージ、HP等による			現地対策本部閉鎖判断 一時滞在施設閉鎖判断・閉鎖要請 帰宅支援の情報発信 ⇒利用可能な交通機関、帰宅ルート、交通規制等
	現地対策本部	区職員の派遣 現地本部開設	現地の情報収集 駅前滞留者を避難場所に誘導 災害対策本部への状況報告	避難場所において一時滞在施設開設の案内	現地本部の撤収 帰宅支援の情報発信 ⇒利用可能な交通機関、帰宅ルート、交通規制等

## (10) 綾瀬エリア全体の災害対応力を向上させるための指針

---

綾瀬駅及び北綾瀬駅で発生する帰宅困難者への対策は、前述の「綾瀬ルール」の実践によるものとする。さらに、以下の対策を指針とすることで、エリア内に居住する地域住民の安全を担保するとともに、綾瀬駅及び北綾瀬駅を中心とした綾瀬エリア全体の災害対応力の向上を目指す。

### 【綾瀬エリア全体の災害対応力を向上させるための指針】

- ア 鉄道の運行情報や、休息場所（以下「一時滞在施設」という。）の案内等帰宅困難者が必要とする情報を即時・的確に提供し、安全に一時滞在施設等へ避難誘導することで、地域住民向け避難所への移動と集中を防ぐ。
  
- イ 駅周辺や、環状7号線等の主要道路の被害状況を情報収集・発信することにより、徒歩帰宅者等の安全な通行等を確保する。
  
- ウ エリア内の公園等に下水管に直結した、災害時にも使用可能なマンホールトイレ等を整備し、帰宅困難者等のトイレ等の支援を行う。
  
- エ 一時滞在施設近傍に、地域住民向け備蓄とは別に、帰宅困難者用の水や食料、資機材等を備蓄し、滞留者や徒歩帰宅者の避難を支援する。

## (11) 一時滞在施設一覧

## ア 東京都指定一時滞在施設

(令和7年7月現在)

番号	地域	施設名称	所在地	所管局
①	千住	足立市場	足立区千住橋戸町 50	都中央卸売市場
②	綾瀬	城東職業能力開発センター	足立区綾瀬 5-6-1	産業労働局
③		東京武道館	足立区綾瀬 3-20-1	都生活文化スポーツ局
④	他	足立工科高等学校	足立区西新井 4-30-1	都教育庁
⑤		足立新田高等学校	足立区新田 2-10-16	都教育庁
⑥		足立都税事務所	足立区西新井 2-8-15	都主税局
⑦		足立西高等学校	足立区江北 5-7-1	都教育庁
⑧		足立東高等学校	足立区大谷田 2-3-5	都教育庁
⑨		北足立市場	足立区入谷 6-3-1	都中央卸売市場
⑩		淵江高等学校	足立区東保木間 2-10-1	都教育庁

## イ 足立区指定民間一時滞在施設

(令和7年7月現在)

番号	地域	施設名称	所在地
1	千住	足立成和信用金庫	足立区千住 1-4-16
2		一般財団法人海外産業人材育成協会	足立区千住東 1-30-1
3		カノン北千住管理組合 多目的室	足立区千住 1-30-3
4		東京電機大学 東京千住キャンパス	足立区千住旭町 5-1
5	綾瀬	医療法人社団徳耀会	足立区東綾瀬 3-13-11
6		株式会社スエヒロ	足立区綾瀬 5-24-5
7		東京東信用金庫 綾瀬支店	足立区綾瀬 4-7-12
8		東京東信用金庫 東和支店	足立区東和 5-3-22
9	他	ALCC 東京学院	足立区西竹の塚 1-7-5
10		学校法人順天学園 新田キャンパス	足立区新田 2-9-3
11		学校法人文教大学 東京あだちキャンパス	足立区花畑 5-6-1
12		株式会社スギモトホールディングス	足立区島根 1-2-3
13		栗駒電気工事株式会社	足立区梅島 1-25-6
14		宗教法人善立寺	足立区梅田 1-26-10
15		鈴木通信建設株式会社	足立区西加平 2-4-3
16		トーキョージャンボゴルフセンター	足立区入谷 9-26-1
17		東京東信用金庫 足立支店	足立区六月 1-22-21
18		東京東信用金庫 花畑支店	足立区花畑 4-2-13
19		トヨタモビリティ東京株式会社 竹の塚店	足立区保木間 2-1-3
20		トヨタモビリティ東京株式会社 U-Car 足立店	足立区島根 2-31-20
21		トヨタモビリティ東京株式会社 綾瀬大谷田店	足立区大谷田 4-1-23
22		トヨタモビリティ東京株式会社 西新井店	足立区西新井 6-4-8
23		パルシステム東京 足立センター	足立区中央本町 4-3-3

(12) 綾瀬駅等周辺詳細地図



## 2 利用者保護と一斉帰宅抑制

### (1) 災害時の行動

【局面】 発災（地震発生直後）

【考えられる状況】

- ・ エリア内にいる人々が行動を開始
- ・ 公共交通機関の一斉停止

揺れがおさまり、身の回りの状況が落ち着き始め、エリア内にいる人々が行動を開始する。

ア 余震が発生する可能性があり、また周囲の被害状況も明確になっていないため、各自が身の安全を確保し、**安全と思われる場所でひとまず待機することが重要。**

イ 次の段階に備え、各組織で災害対策本部等を立ち上げる。

図表 10 災害時の行動「利用者保護と一斉帰宅抑制」

足立区	<p>【災害対策本部設置の流れ】</p> <p>(ア) 勤務時間外で震度5強以上の地震が発生した場合は、緊急災害対策本部を設置する。なお、大規模な災害が発生、または発生するおそれがある場合は、災害対策本部へ移行する。</p> <p>(イ) 勤務時間内に震度6弱以上の地震が発生した場合は、災害対策本部を設置する。</p> <p>(ウ) 勤務時間内に震度5弱又は5強、もしくは東京湾に津波警報が発令され、大規模な災害が発生、または発生する恐れがある場合は災害対策本部を設置する。</p> <p>(エ) 災害対策本部は、『現地対策本部』の立ち上げを判断する。</p> <p>※ 区の体制の細部については「区職員行動マニュアル」に記載する。</p>
	<p>【一斉帰宅抑制】</p> <p>(ア) 『現地対策本部』を設置する。</p> <p>(イ) 『現地対策本部』にて駅前滞留者を避難場所（「1 (12) 綾瀬駅等周辺詳細地図」(p.14)を参照)に誘導する。</p> <p>(ウ) 各事業所に一時滞在施設（「1 (11) 一時滞在施設一覧」(p.13)参照)の開設を要請する。</p> <p>※ 区立小中学校は、第一次避難所として地域住民の利用がない場合には滞留者に開放する。</p>

協議会の各事業者	<b>【利用者保護】</b> (ア) 利用者や従業員の <b>安全確保</b> をする。 (イ) 利用者や従業員を <b>施設内で保護</b> する。 (ウ) 施設内が危険と判断される場合は、避難場所等の安全な場所に誘導する。
	<b>【一斉帰宅抑制】</b> (ア) 利用者や従業員を <b>施設内に待機</b> させる。 (イ) 施設の安全が確認されなかった場合には、利用者や従業員を避難場所等に誘導する。 (ウ) 可能な範囲で駅周辺の滞留者を保護する。

## (2) 平常時の備え

災害時に「利用者保護と一斉帰宅抑制」を実現できるよう、平常時の備えとして、以下の取組を行う。

図表 11 平常時の備え「利用者保護と一斉帰宅抑制」

足立区	(ア) 協議会において、本計画に記載の「綾瀬ルール」及び「綾瀬ルール実践のための行動指針」を定期的に周知する。 (イ) 警察と連携し、現地対策本部運営訓練を実施する。 (ウ) 一時滞在施設 (p.13) と災害時の連絡体制を確認する。
協議会の各事業者	(ア) 災害により公共交通機関が広範囲に運行を停止し、当分の間復旧の見通し立たない場合を想定し、利用者保護と一斉帰宅抑制について検討する。 (イ) 利用者保護と一斉帰宅抑制のため、水・食料等の備蓄の確保に努める。 (ウ) 特に、従業員の一斉帰宅抑制のため、事業者は従業員の3日分の水・食料その他必要な物資を備蓄するよう努める。 (エ) 利用者や従業員を待機させる場所を確保する。

### 3 正確な情報の収集・提供

#### (1) 災害時の行動

【局面】 残留・退避（地震発生直後～3時間後）

【考えられる状況】

- ・ 駅前では急速に滞留者が増加

綾瀬駅及び北綾瀬駅の駅前では、公共交通機関の運転見合わせにより、急速に滞留者が増加する。

ア 地域で協力し、各自の冷静な行動を促す。混雑や情報不足による混乱、火災や落下物等による被害といった危険を回避することが重要。

イ 原則、企業や学校等で被災した滞留者は所属組織で待機を続ける。

図表 12 災害時の行動「正確な情報の収集・提供」

足立区	<p>【情報収集・提供】</p> <p>(ア) 足立区災害ポータルサイトを通じ、地域に、駅周辺の被害状況や一時滞在施設の情報を共有する。</p> <p>(イ) 滞留者への情報提供は、足立区災害ポータルサイトやSNS、防災無線、デジタルサイネージ等で広く行う。</p> <p>(ウ) 協議会員との連絡は電話、無線等あらゆる手段を用い、情報収集及び情報提供を行う。</p>
協議会の各事業者	<p>【情報収集・提供】</p> <p>(ア) 鉄道の運行状況は、足立区災害ポータルサイト、鉄道事業者の公式Webサイトやスマートフォンアプリ等で情報収集する。</p> <p>(イ) 駅周辺の被害状況等は、足立区災害ポータルサイト等から情報を収集する。</p> <p>(ウ) 情報の収集先や収集した情報を利用者や従業員に提供する。</p> <p>(エ) 公共交通機関が運行再開する前に徒歩帰宅を開始する利用者や従業員に対しては、情報の収集先（足立区災害ポータルサイト等）の周知に努める。</p> <p>(オ) 従業員の家族等との安否確認手段を提供する。</p> <p>[例] 安否確認手段としての災害用伝言ダイヤル（171）や携帯電話事業者の災害用伝言板</p> <p>(カ) 必要に応じ、協議会員間で情報共有を行い、地域が一体となった行動をする。</p>

## (2) 平常時の備え

災害時に「正確な情報の収集・提供」を実現できるよう、平常時の備えとして、以下の取組を行う。

図表 13 平常時の備え「正確な情報の収集・提供」

足立区	<p>(ア) 災害時には、足立区災害ポータルサイトを用い、避難情報（一時滞在施設を含む）、被害情報、鉄道運行情報等を収集するよう、協議会に対して周知の徹底をはかる。</p> <p>(イ) 足立区災害ポータルサイトを用いた情報発信訓練を実施する。</p> <p>(ウ) 滞留者への情報提供体制を整備する。</p> <p>[例1] 災害時に滞留者へ足立区災害ポータルサイトの利用を促す方法（デジタルサイネージでのQRコード表示や音声での案内等）を確認する（図表 14 (p.19)）。</p> <p>[例2] 駅周辺地域にポスター掲示する等、足立区災害ポータルサイトを周知する（図表 15 (p.20)）。</p> <p>(エ) 協議会員と災害時の連絡体制を確認する。</p> <p>(オ) 災害用電子看板（デジタルサイネージ）、災害用定点カメラ（ネットワークカメラ）を適切に管理する（図表 21 (p.26)）。</p>
協議会の各事業者	<p>(ア) 足立区災害ポータルサイト、鉄道事業者の公式 Web サイトやスマートフォンアプリの利用方法を確認する。</p> <p>(イ) 利用者や従業員に提供する情報項目を確認する。</p> <p>[例] 情報収集先としての足立区災害ポータルサイト URL</p> <p>(ウ) 従業員に、災害時における家族との安否確認手段を周知する。</p> <p>[例] 安否確認手段としての災害用伝言ダイヤル（171）や携帯電話事業者の災害用伝言板</p>



図表 15 足立区災害ポータルサイト

足立区では、避難情報（一時滞在施設を含む）、被害情報、鉄道運行情報等を情報収集できる「足立区災害ポータルサイト」(<https://bosai.city.adachi.tokyo.jp/>)を運用している。

**足立区災害ポータルサイト**

文字サイズ

**足立区災害ポータルサイト**  
Adachi City disaster prevention portal

**緊急情報**  
現在、緊急情報はありません。

**お知らせ** ▶ 過去のお知らせ  
2023年10月11日 14時48分  
防災行政無線の放送内容の確認はこちらからどうぞ  
2023年9月11日 13時50分  
現在、お知らせはありません。

**避難情報**  
災害時の避難情報・避難所の開設情報などをリアルタイム表示。  

- 避難指示等発令情報
- 避難所一覧
- 帰宅困難者一時滞在施設一覧
- 医療救護所一覧
- 災害用伝言ダイヤル
- 各種防災マップ

**公共情報**  
公共交通機関やライフラインの状況を表示します。  

- 鉄道運行情報
- バス運行情報
- 電気・ガス・水道・下水道
- 通信（携帯、固定）
- 道路情報

**被害情報**  
日頃から災害のご自分のエリアの危険度を確認しておきましょう。  

- 人的被害
- 住宅被害
- 火災発生
- ライフライン
- 被害状況マップ

**気象情報**  
警報や注意報、その他の気象情報を確認することができます。  

- 警報・注意報
- 気象情報
- 台風情報
- 河川情報
- 地震情報
- 天気予報

[出所] 足立区. 足立区災害ポータルサイト, <https://bosai.city.adachi.tokyo.jp/>, (参照: 2023-12-03).

## 4 滞留者への支援

### (1) 災害時の行動

【局面】 滞在（地震発生3時間後～12時間後）

【考えられる状況】

- ・ 一時滞在施設の開設
- ・ 近距離徒歩帰宅者が地域を通過

ア 一時滞在施設では、行き場のない帰宅困難者の受け入れを開始する。

イ 帰宅困難者は、交通機関の再開まで、最長3日程度の滞在を前提とした一時滞在施設（「1 (11) 一時滞在施設一覧」(p.13) 参照）に移動する。

図表 16 災害時の行動「滞留者への支援」

足立区	<p>【情報提供】</p> <p>(ア) 足立区災害ポータルサイトによる地域への情報提供を継続する。</p> <p>(イ) 現地対策本部では、<b>帰宅困難者を一時滞在施設に誘導</b>する。</p>
協議会の各事業者	<p>【一斉帰宅抑制の継続】</p> <p>(ア) 行き場のない<b>帰宅困難者を一時滞在施設に誘導</b>する。</p> <p>(イ) 一時滞在施設及び一斉帰宅抑制を行っている事業所では、保護している帰宅困難者に備蓄物資の配布、情報提供、トイレや滞在スペースの提供等、<b>可能な支援</b>を行う。</p> <p>(ウ) 災害時帰宅支援ステーション等では、<b>徒歩帰宅者に対し、情報提供等の可能な支援</b>を行う。</p> <p>※ 災害時帰宅支援ステーションとは、徒歩帰宅者へ水道水・トイレ・テレビ及びラジオからの災害情報の提供を行う、都が協定を締結している施設。コンビニエンスストアやガソリンスタンド、ファミリーレストラン等が当施設として位置づけられている。</p>

## (2) 平常時の備え

災害時に「滞留者への支援」を実現できるように、平常時の備えとして、以下の取組を行う。

図表 17 平常時の備え「滞留者への支援」

足立区	<p>(ア) 区災害対策本部（情報収集指令室）、現地对策本部、一時滞在施設での電話、無線による連絡体制を確認する。</p> <p>(イ) 警察と連携し、帰宅困難者の一時滞在施設への誘導について、実施体制や実施方法を確認する。</p> <p>〔例1〕 現地对策本部の情報掲示ボードによる情報提供</p> <p>〔例2〕 西口交番に設置のスピーカーによる情報提供</p> <p>(ウ) 帰宅困難者等対策用備蓄倉庫、災害用トイレ等を適切に管理する（図表 21 (p.26)）。</p> <p>(エ) 民間事業者等との協定締結を進め、一時滞在施設等の確保に努める。</p> <p>(オ) 民間事業者等と連携し、一時滞在施設の開設・運営に係る手順書を作成する。</p> <p>(カ) 民間事業者等と連携し、一時滞在施設運営訓練を実施する。</p>
協議会の各事業者	<p>(ア) 足立区指定民間一時滞在施設（1 (11) イ (p.13)）では、区と連携し、一時滞在施設の開設・運営に係る手順書を作成する。</p> <p>(イ) 足立区指定民間一時滞在施設では、区と連携し、一時滞在施設運営訓練を実施する。</p> <p>(ウ) 利用者保護と一斉帰宅抑制に備え、利用者や従業員への備蓄物資の配布、情報提供、トイレや滞在スペースの提供等、可能な支援の内容や実施方法を確認する。</p>

## 5 帰宅支援

### (1) 災害時の行動

【局面】 帰宅（事態がある程度収束）

【考えられる状況】

- ・ 公共交通機関は徐々に運行再開
- ・ 地域の被害状況がある程度明らかに

図表 18 災害時の行動「帰宅支援」

足立区	<p>(ア) 一時滞在施設利用者、事業所に待機している従業員及び利用者に対し、周辺情報・帰宅支援に関する情報を発信する。</p> <p>[例] 鉄道の運行情報、駅及び周辺地域の混雑状況、道路の状況、代替輸送、通行止め等</p> <p>(イ) 公共交通機関の運行再開後に一斉に帰宅行動に移行して駅に集中しないよう、足立区災害ポータルサイト等で分散帰宅を呼びかける。</p> <p>[例] 一時滞在施設利用者、事業所に待機している従業員及び利用者へのアナウンス</p> <p>「急いで帰宅を開始すると「群集なだれ」に巻き込まれる危険性や、帰宅途中で再び帰宅困難に陥る可能性があります</p> <p>最寄り駅の混雑状況、利用路線の運行状況を踏まえ、ご自宅まで帰れる見込みが立ってから帰宅を開始してください</p> <p>帰れる見込みが立つまでは、滞在している一時滞在施設や事業所での待機を継続してください」</p>
協議会の各事業者	<p>(ア) 運転を再開した鉄道や代替輸送手段等で帰宅させる。</p> <p>(イ) 一時滞在施設では施設利用者に対し、一斉帰宅抑制を行っている事業所では利用者や従業員に対し、鉄道の運行再開後に一斉に帰宅行動に移行して駅に集中しないよう、分散帰宅を呼びかける。</p> <p>(ウ) 平時の業務や生活の再開準備を開始する。</p>

## (2) 平常時の備え

災害時に「帰宅支援」を実現できるよう、平常時の備えとして、以下の取組を行う。

図表 19 平常時の備え「帰宅支援」

足立区	<p>(ア) 協議会に対して、分散帰宅について継続して周知を行う。</p> <p>(イ) 駅及び周辺地域の混雑状況の情報提供体制を整備する。</p> <p>[例1] 区災害対策本部 (情報収集指令室)、現地対策本部での情報共有</p> <p>[例2] 東京地下鉄株式会社スマートフォンアプリ「東京メトロ my!アプリ」での情報収集</p> <p>[出所] 東京地下鉄株式会社. 東京メトロ my!アプリで全路線の号車ごとのリアルタイム混雑状況を配信開始します! <a href="https://www.tokyometro.jp/news/2022/213581.html">https://www.tokyometro.jp/news/2022/213581.html</a>, (参照: 2023-12-05).</p> <p>※ 以下は図表 13 (p.18) より再掲</p> <p>(ウ) 協議会において、災害時には、足立区災害ポータルサイトを用い、避難情報 (一時滞在施設を含む)、被害情報、鉄道運行情報等を情報収集するよう、周知を継続する。</p> <p>(エ) 足立区災害ポータルサイトを用いた情報発信訓練を実施する。</p> <p>(オ) 災害時に滞留者へ足立区災害ポータルサイトの利用を促す方法を確認する。</p> <p>[例] デジタルサイネージ等での QR コード表示</p> <p>(カ) 平常時から足立区災害ポータルサイトを周知する。</p> <p>[例] 駅周辺地域におけるポスター掲示</p> <p>(キ) 協議会員と災害時の連絡体制を確認する。</p> <p>(ク) 災害用電子看板 (デジタルサイネージ)、災害用定点カメラ (ネットワークカメラ) を適切に管理する (図表 21 (p.26))。</p>
協議会の各事業者	<p>(ア) 帰宅ルールを策定する。</p> <p>[参考] 東京都帰宅困難者対策ハンドブック 第4章 帰宅支援 (1) 帰宅ルールの策定</p> <p>※ 以下は図表 13 (p.18) より再掲</p> <p>(イ) 足立区災害ポータルサイト、鉄道事業者の公式 Web サイトやスマートフォンアプリの利用方法を確認する。</p> <p>(ウ) 利用者や従業員に提供する情報項目を確認する。</p> <p>[例] 情報収集先としての足立区災害ポータルサイト URL</p>

## 6 都市安全確保促進施設の整備及び管理

都市安全確保促進施設は、図表 20 に示す都市再生安全確保施設（根拠法：都市再生特別措置法）に準拠し、「大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図るために必要な施設」として整備するものである。

綾瀬駅等周辺地域では、図表 21 に示す施設の整備及び管理を行う。

図表 20 都市再生安全確保施設

種類	法文上の記載	具体例
都市再生安全確保施設	(下記の総称)	
退避経路	退避のために移動する経路	道路、公開空地、建物内通路等
退避施設	一定期間退避するための施設	建築物エントランスロビー等の退避施設
備蓄倉庫	備蓄倉庫	備蓄倉庫
非常用電気等供給施設	非常用の電気又は熱の供給施設	発電機(コージェネレーションシステム等)、ボイラー、電力線、熱導管等
その他施設	その他の施設	公園、緑地、広場等の一時退避場所 情報通信施設、耐震性貯水槽、非常用発電機等の設備系の施設

[出所] 内閣府・国土交通省. 都市再生安全確保計画作成の手引き. 第4版, 令和4年3月, <https://www.chisu.go.jp/tiiki/toshisaisei/yuushikisya/ankenkakuho/index.html>, (参照: 2023-12-03).

図表 21 綾瀬駅等周辺地域の都市安全確保促進施設

都市再生安全確保施設に係る事項				事業に係る事項			管理に係る事項			
番号	施設の名称		種類	所有者	実施主体	事業内容	整備期間	管理主体	管理の内容	実施期間
①～⑤	災害用電子看板	デジタルサイネージ	情報発信設備	足立区	足立区	災害情報・鉄道運行情報等の情報発信設備として、デジタルサイネージを3台設置	H31.4～R2.12	足立区	定期点検の実施	R3.4～
⑥～⑳	災害用定点カメラ	ネットワークカメラ	情報収集設備	足立区	足立区	交通状況等の情報共有と警備のため、定点カメラを綾瀬駅及び北綾瀬駅周辺に23台設置	H27.2～3	足立区	定期点検の実施	H27.4～
㉑	帰宅困難者等対策用備蓄倉庫		備蓄倉庫	足立区	足立区	河添公園 水[500ml]約4千600本、 クラッカー約5千食を備蓄	H27.2～3	足立区	建築物のメンテナンス	H27.4～
㉒～㉓	災害用トイレ等の整備 (マンホールトイレ・LED照明・ 防災井戸・トイレ用テント等 資機材倉庫)		非常用トイレ	足立区	足立区	綾南公園 下の公園	H27.8～ H28.3	足立区	定期点検の実施	H27.4～

## 7 災害時の活動基準

### (1) 現地対策本部の設置・撤収

駅前の活動拠点として現地対策本部を以下のとおり設置し、情報の収集・提供及び誘導を行う。

設 置	
設置者	足立区
時 期	(ア) 災害等により綾瀬駅、北綾瀬駅発着の鉄道が運行を停止し、復旧の目途が立たない場合 (イ) 綾瀬警察署からの要請があった場合 (ウ) 協議会構成員からの要請があった場合 のいずれか
場 所	東綾瀬公園 (案)
運営者	足立区
撤 収	
撤収者	足立区
時 期	(ア) 滞留者がいなくなった状況 (イ) 災害等により綾瀬駅、北綾瀬駅発着の鉄道が運行を再開し、正常に機能した状況 (ウ) 災害等により綾瀬駅、北綾瀬駅発着の鉄道が運行を停止し、長期的に復旧の目途が立たない状況 のいずれか

**（2）一時滞在施設の設置・撤収**

各協定締結機関は一時滞在施設を以下のとおり設置し、帰宅困難者受入等支援を行う。

設 置	
設置者	施設管理者
時 期	（ア）災害等により綾瀬駅、北綾瀬駅発着の鉄道が運行を停止し、復旧の目途が立たない場合 （イ）足立区からの要請があった場合 （ウ）協議会構成員からの要請があった場合 のいずれか
場 所	各一時滞在施設
運営者	施設管理者
撤 収	
撤収者	施設管理者
時 期	（ア）帰宅困難者がなくなった状況 （イ）災害等により綾瀬駅、北綾瀬駅発着の鉄道が運行を再開し、正常に機能した状況 のいずれか

## 8 参考資料

## (1) 地域の現状データ

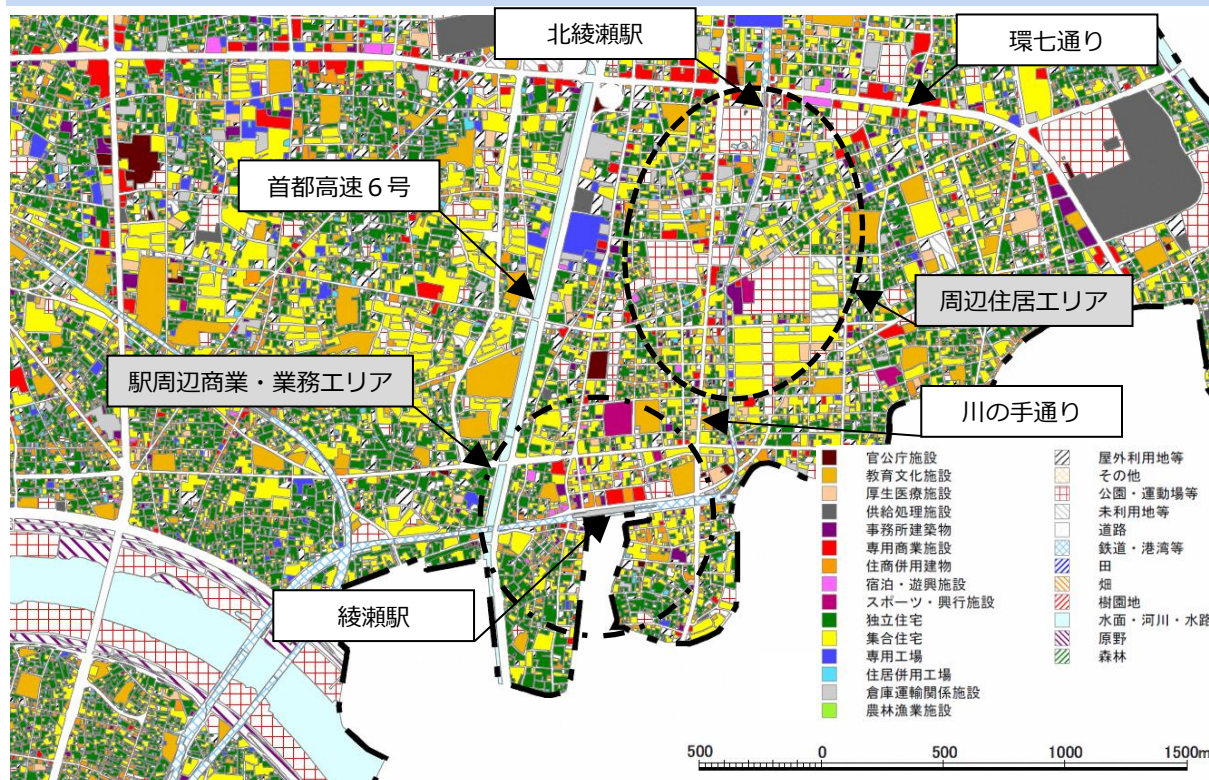
地域の現状として、下記の事項について整理する。

- ア 土地利用 ..... p.29
- イ 人口 ..... p.31
- ウ 建物 ..... p.35
- エ 道路、鉄道等 ..... p.39
- オ 防災資源 ..... p.43

## ア 土地利用

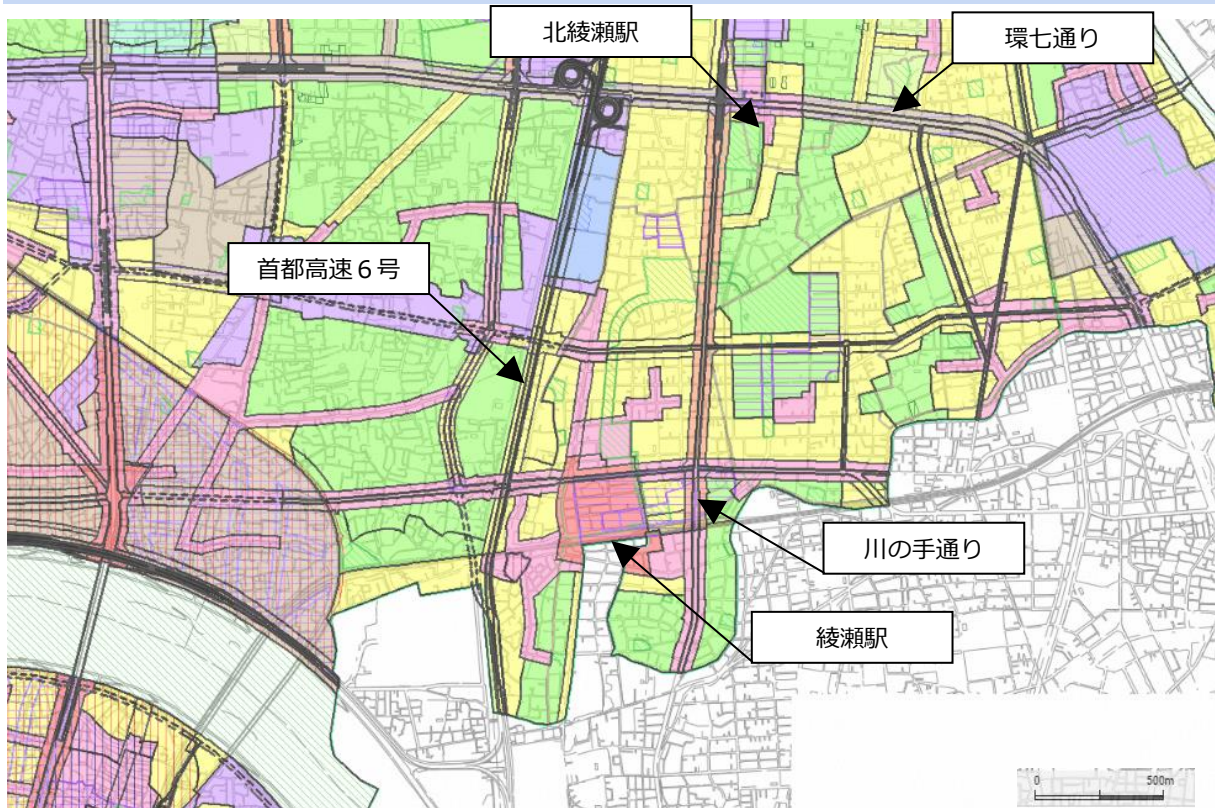
- (ア) 綾瀬駅近辺は商業用地（事務所建築物、専用商業施設、住商併用建築物等）が集積している（図表 22）。このエリアの用途地域は、「近隣商業地域」と「商業地域」に指定されている（図表 23）ことから、「駅周辺商業・業務エリア」と呼ぶ。
- (イ) 綾瀬駅の北側（北綾瀬駅の南側）は、独立住宅、集合住宅、商業用地等が点在している（図表 22）。このエリアの用途地域は、「第一種住居地域」と「第一種中高層住居専用地域」に指定されている（図表 23）ことから、「周辺住居エリア」と呼ぶ。

図表 22 土地用途別現況図



[出所] 足立区. 足立の土地利用 ～ 土地利用現況調査結果の概要～. 令和6年11月, <https://www.city.adachi.tokyo.jp/toshi/machi/toshi/tochiriyo.html>, (参照: 2023-11-12).

図表 23 用途地域等の指定



用途地域		区域区分・地域地区等	
	第一種低層住居専用地域		新防火指定
	第一種中高層住居専用地域		日影規制
	第二種中高層住居専用地域		高度利用地区
	第一種住居地域		生産緑地地区
	第二種住居地域	その他の地域地区 ・駐車場整備地区 ・特別緑地保全地区 ・流通業務地区	
	準住居地域	促進区域	
	近隣商業地域		市街地再開発促進区域
	商業地域		
	準工業地域(特別工業地区)		
	準工業地域		
	工業地域		
	工業専用地域		

[出所] 足立区. あだち地図情報提供サービス, <https://www.city.adachi.tokyo.jp/josys/20141027.html>, (参照: 2023-11-12).

※テーマ「用途地域等指定図」を加工して作成

## イ 人口

### (ア) 昼間人口密度・夜間人口密度

#### a 駅周辺商業・業務エリア

ア 綾瀬駅近辺の北側（綾瀬三丁目）は、昼間人口密度が高く、夜間人口密度が低い。

イ 綾瀬駅近辺の南側（綾瀬一丁目）は、昼間人口密度が低く、夜間人口密度が高い。

#### b 周辺住居エリア

ア エリア内の南側（綾瀬五丁目、東綾瀬二丁目）は、昼間人口密度が低く、夜間人口密度が高い。

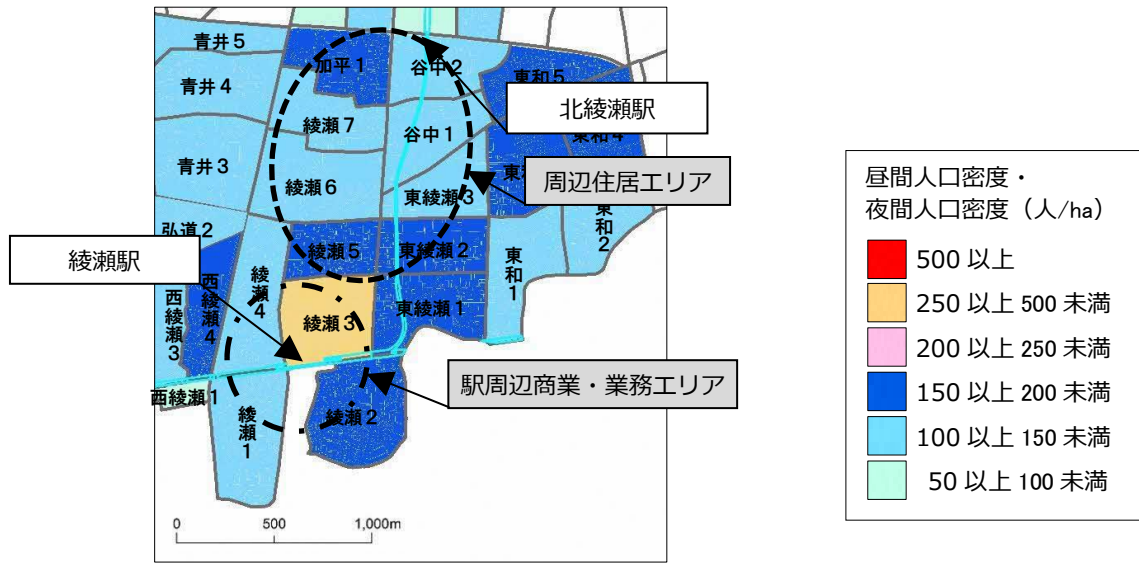
イ 他の地区では、昼間人口密度と夜間人口密度は大差ない。

#### c エリア間の比較

ア 駅周辺商業・業務エリアの一部は、周辺住居エリアよりも昼間人口密度が高い。

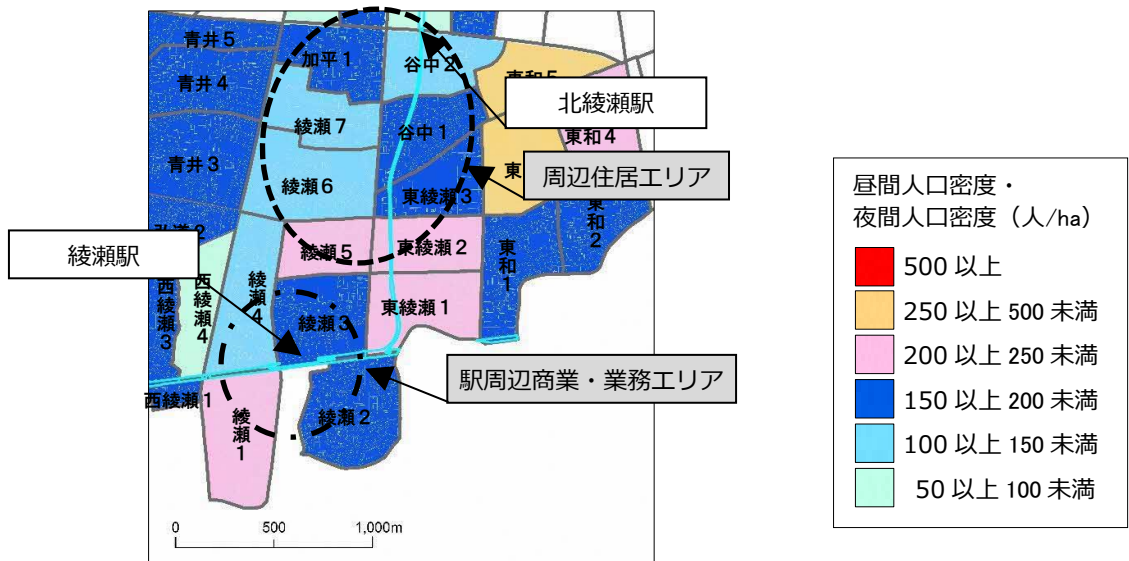
イ 両エリアの中で夜間人口密度の高い地区は、低層の独立住宅や、高層の集合住宅が密集する（東綾瀬二丁目の集合住宅のオープンスペースは多い）。

図表 24 昼間人口密度分布



[出所] 足立区。足立区土地利用現況調査結果 集計・解析業務委託報告書。平成 31 年 3 月を加工して作成。

図表 25 夜間人口密度分布



[出所] 足立区。足立区土地利用現況調査結果 集計・解析業務委託報告書。平成 31 年 3 月を加工して作成。

(イ) 従業者密度

a 駅周辺商業・業務エリア

綾瀬駅近辺の北側（綾瀬三丁目）は高く、綾瀬駅近辺の南側（綾瀬一丁目）は低い。

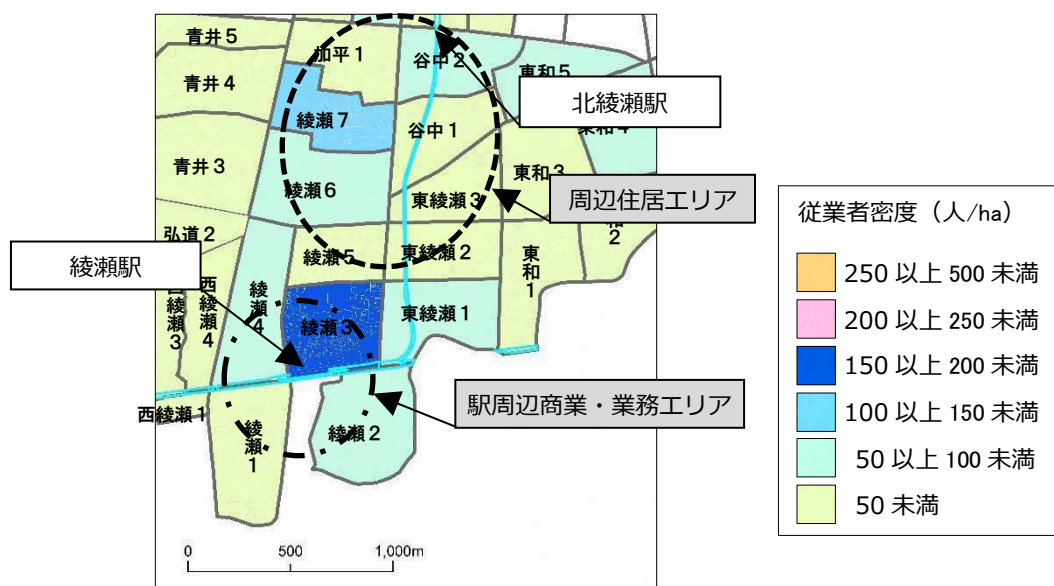
b 周辺住居エリア

綾瀬七丁目はエリア内の他の地区よりも高いが、全体的にどの地区も大差なく、低い。

c エリア間の比較

駅周辺商業・業務エリアの一部は、周辺住居エリアよりも高い。

図表 26 従業者密度分布



[出所] 足立区、足立区土地利用現況調査結果 集計・解析業務委託報告書、平成 31 年 3 月を加工して作成。

### （ウ）鉄道の利用者数

綾瀬駅、北綾瀬駅の1日当たり乗降客数は、国土交通省「国土数値情報」によると、新型コロナウイルス感染症の流行直前の令和元年度に49.3万人となっている（図表27）。

図表 27 綾瀬駅、北綾瀬駅の1日当たり乗降客数



[出所] 国土交通省、国土数値情報：駅別乗降客数データ，データ年度：令和3年度，[https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-S12-v3\\_0.html](https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-S12-v3_0.html)，（参照：2023-11-14）。

## ウ 建物

### (ア) 建物構造

#### a 駅周辺商業・業務エリア

- ア 耐火造と準耐火造が多く（図表 28）、不燃化率は 60%以上（図表 29）。
- イ 低層の独立住宅は、綾瀬駅近辺の南側の方が北側よりも密集（図表 30）。
- ウ 集合住宅は、綾瀬駅近辺の北側の方が南側よりも密集（図表 31）。
- エ 綾瀬一丁目と三丁目の集合住宅は、周囲の地区よりも高度利用されている（図表 31）。

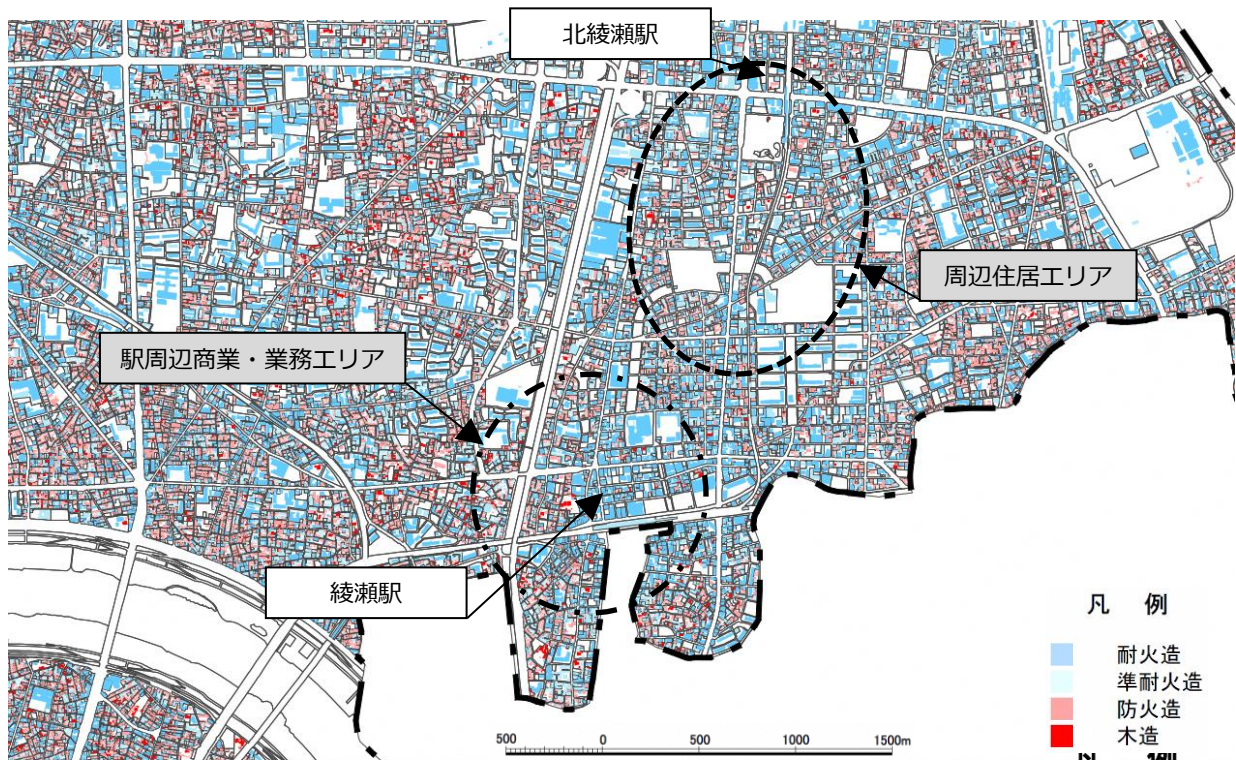
#### b 周辺住居エリア

- ア 耐火造、準耐火造および防火造が混在し（図表 28）、不燃化率は 60%以上（図表 29）。
- イ 低層の独立住宅は、エリア内の南側（綾瀬五丁目、六丁目、東綾瀬二丁目）に密集（図表 30）。
- ウ 集合住宅は、全体的に密集（東綾瀬二丁目、三丁目以外の地区）し、東綾瀬三丁目と谷中二丁目は高度利用されている（図表 31）。

#### c エリア間の比較

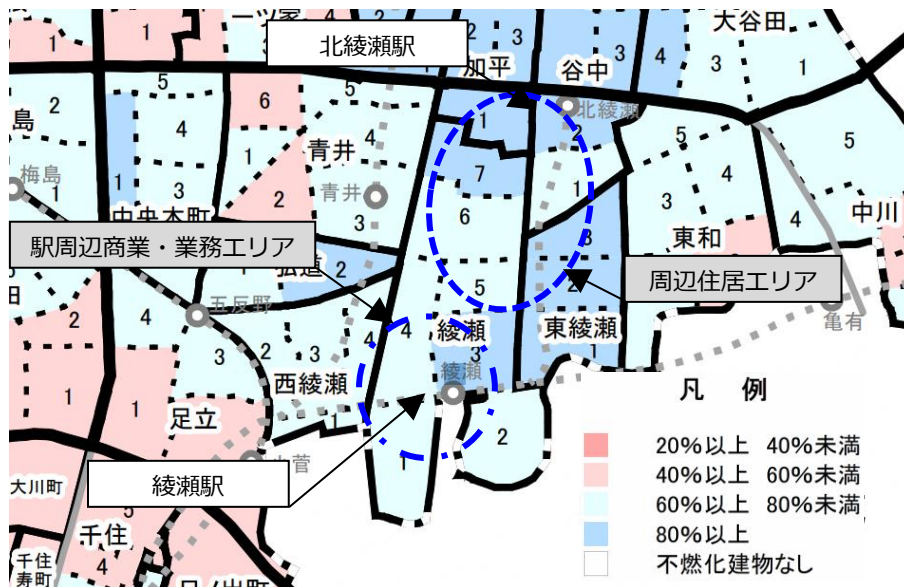
- ア 両エリアの不燃化率は、60%以上。特に、綾瀬駅と北綾瀬駅の立地する地区の不燃化率は 80%以上。
- イ 両エリアの南側に、低層の独立住宅が密集する地区がある。
- ウ 両エリアは、集合住宅の高度利用がされている。
- エ 周辺住居エリアのうち、東綾瀬二丁目と三丁目は集合住宅の建蔽率が低いので、敷地内のオープンスペースが多い。

図表 28 建物構造別現況図



[出所] 足立区. 足立の土地利用 ～ 土地利用現況調査結果の概要～. 令和6年11月, <https://www.city.adachi.tokyo.jp/toshi/machi/toshi/tochiriyo.html>, (参照: 2025-12-12).

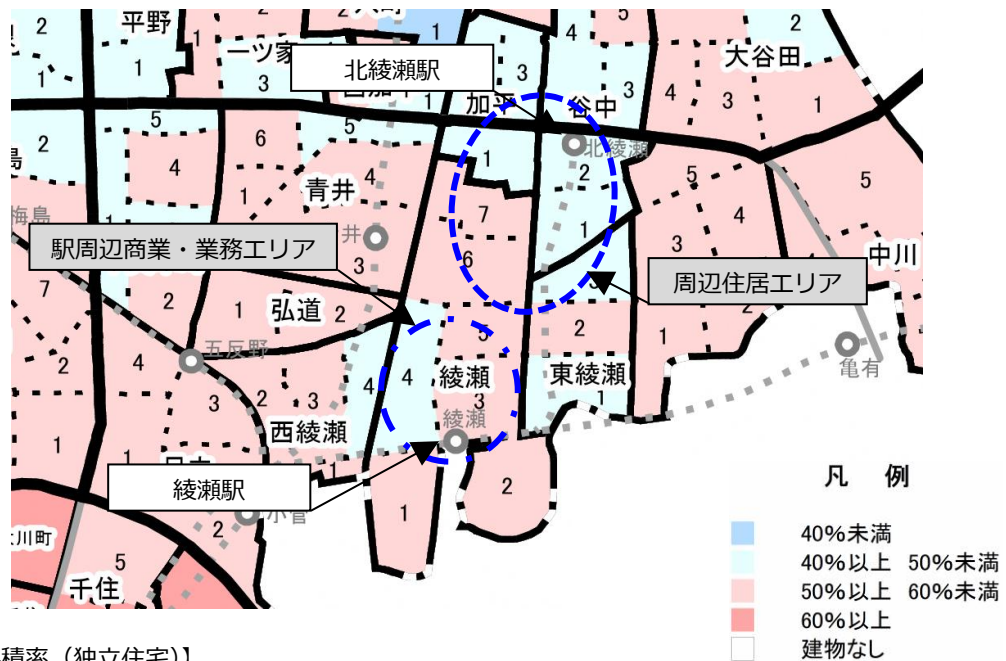
図表 29 町丁目別不燃化率



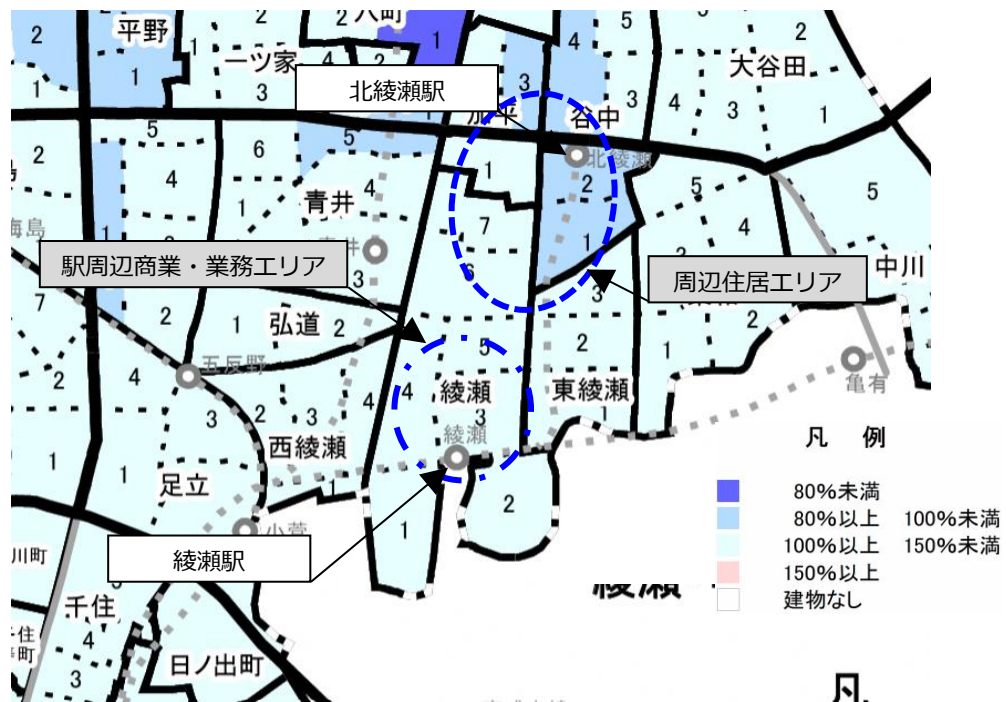
[出所] 足立区. 足立の土地利用 ～ 土地利用現況調査結果の概要～. 平成令和6年11月, <https://www.city.adachi.tokyo.jp/toshi/machi/toshi/tochiriyo.html>, (参照: 2025-12-12).

図表 30 建蔽率・容積率（独立住宅）

【建蔽率（独立住宅）】



【容積率（独立住宅）】



[出所] 足立区. 足立の土地利用 ～ 土地利用現況調査結果の概要～. 令和6年11月, <https://www.city.adachi.tokyo.jp/documents/5061/05-01.pdf>, (参照: 2025-12-12).



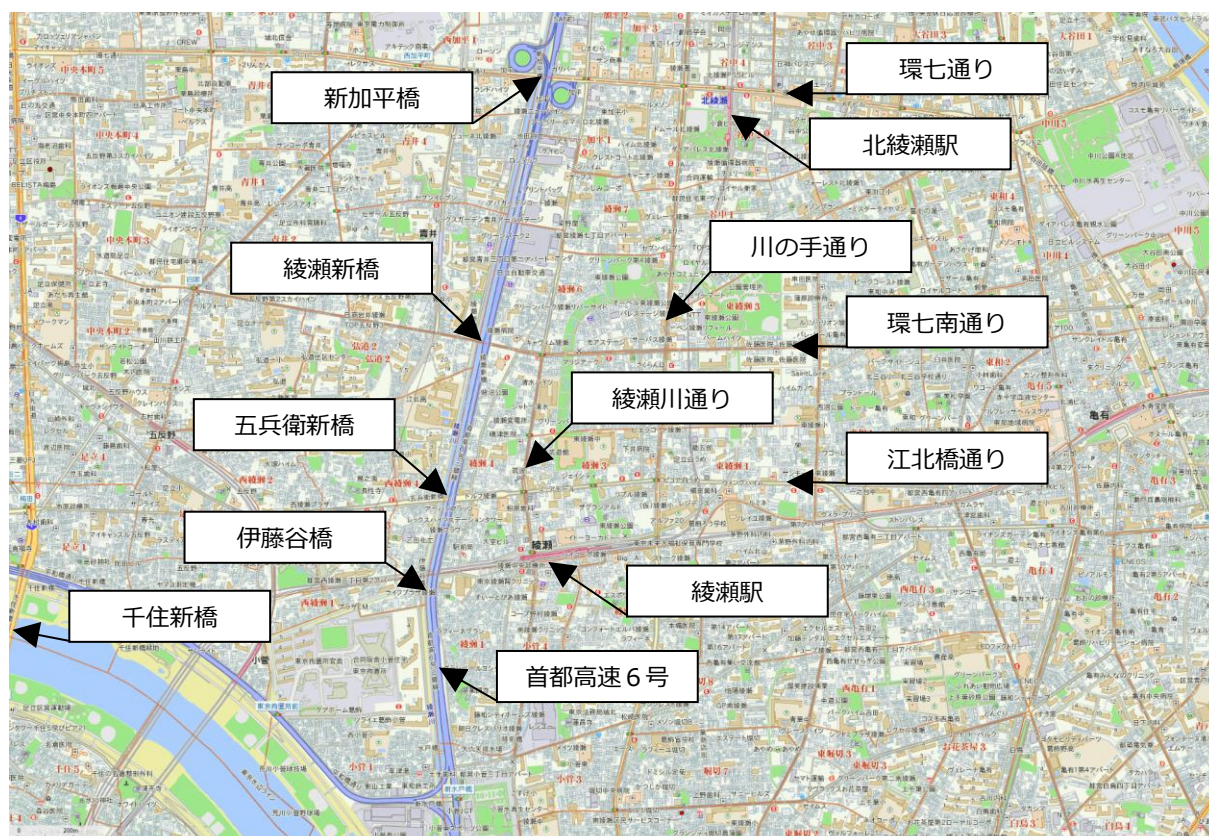
## エ 道路、鉄道等

### (ア) 幹線道路、橋梁

ア 幹線道路：(東西方向) 江北橋通り、環七南通り、環七通り  
 (南北方向) 綾瀬川通り、川の手通り、首都高速 6 号

イ 橋梁：伊藤谷橋、五兵衛新橋、綾瀬新橋、新加平橋

図表 32 幹線道路、橋梁



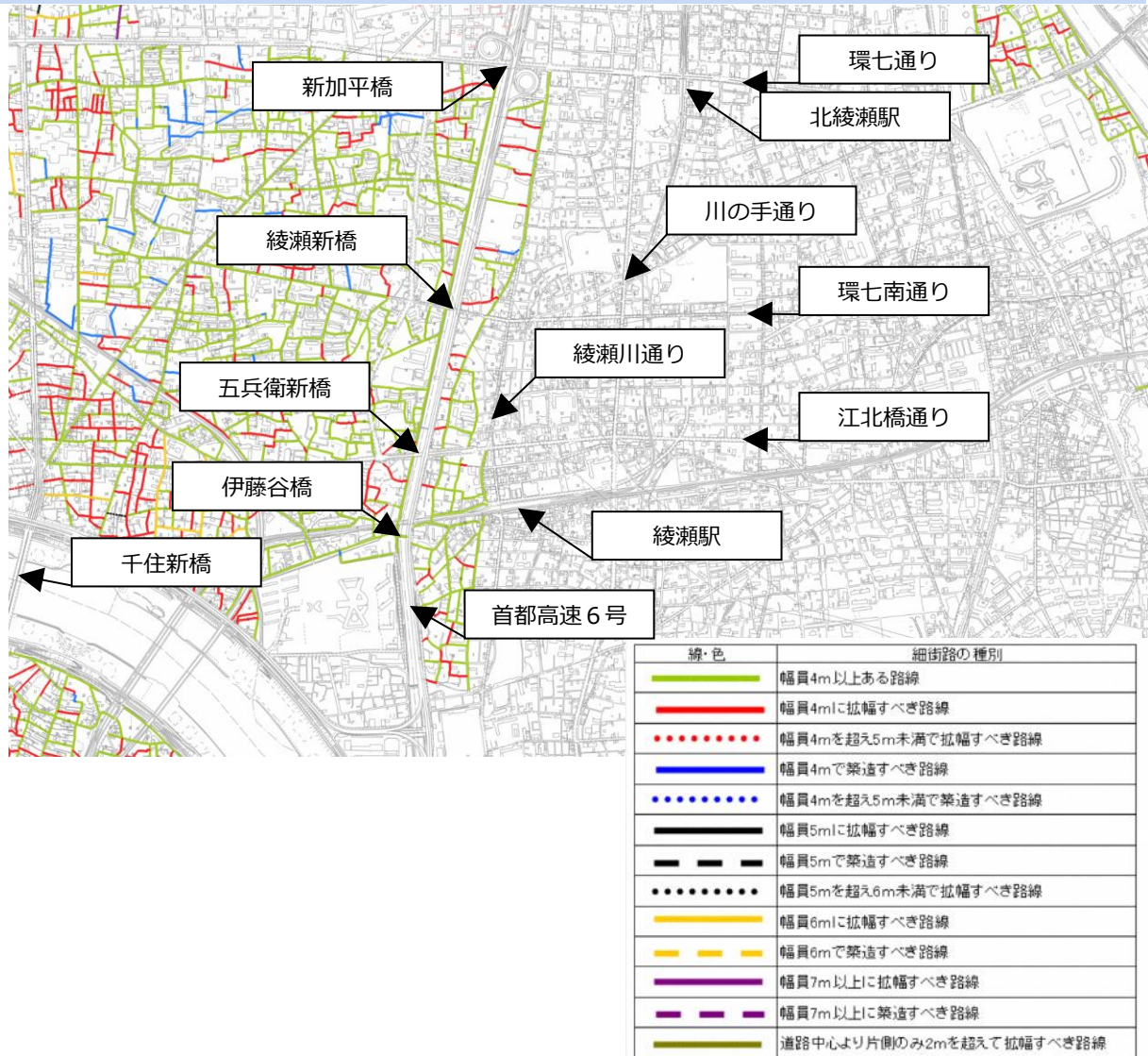
[出所] 足立区。あだち地図情報提供サービス, <https://www.city.adachi.tokyo.jp/josys/20141027.html>, (参照：2023-11-12).

※テーマ「民間地図」を加工して作成

## （イ）細街路

綾瀬駅及び北綾瀬駅の近辺は幅員 4m 未満の道路（2 項道路）はないが、首都高速 6 号沿いの一部に、幅員 4m 未満の道路がある。

図表 33 細街路



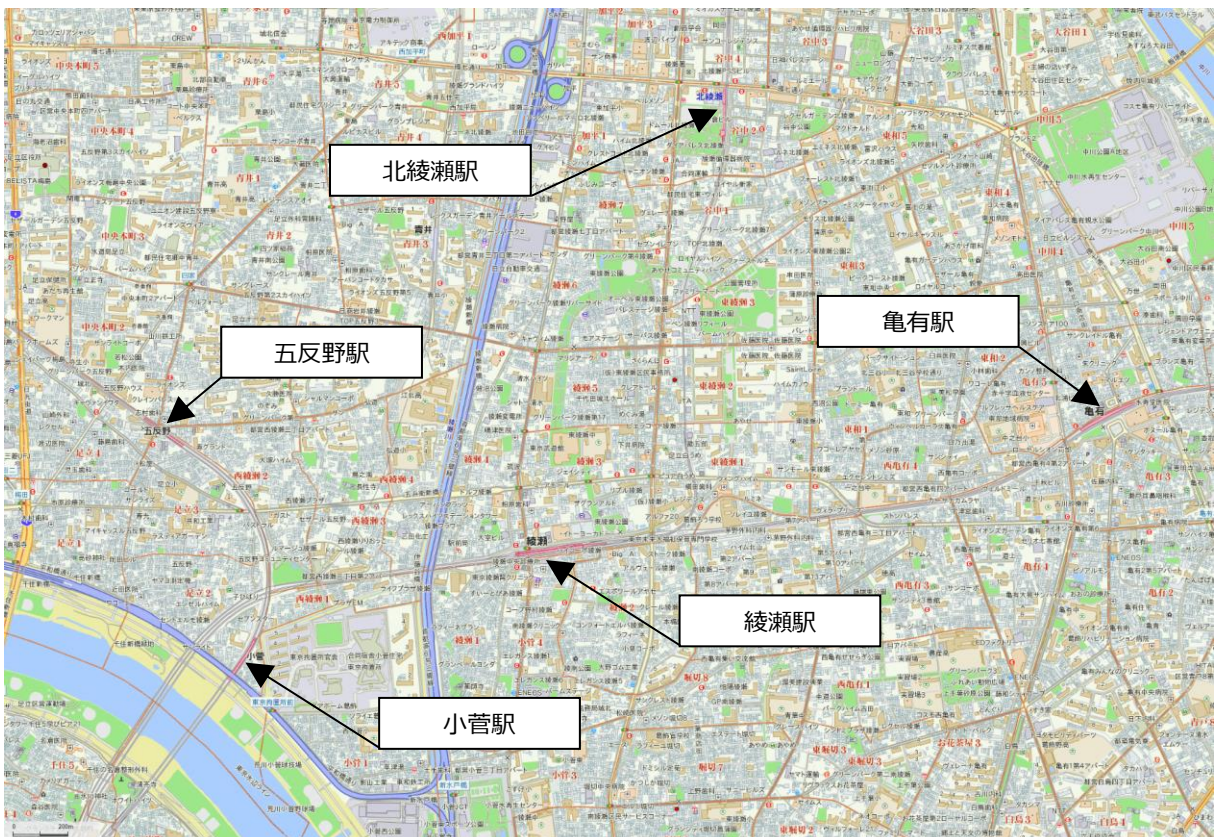
[出所] 足立区、あだち地図情報提供サービス、<https://www.city.adachi.tokyo.jp/josys/20141027.html>, (参照：2023-11-12).

※テーマ「民間地図」を加工して作成

(ウ) 鉄道等

- ア 綾瀬駅は、JR 常磐線と東京メトロ千代田線が乗り入れている。
- イ 綾瀬駅から約 1km のところに小菅駅・五反野駅（東武伊勢崎線）、約 2 km のところに北綾瀬駅（東京メトロ千代田線）、亀有駅（JR 常磐線）がある（図表 34）。
- ウ 綾瀬駅前にバスターミナルがあり、18 路線が乗り入れている。
- エ 綾瀬駅は、直線距離で上野駅から約 7km、東京駅から約 10km、池袋駅から約 11km、新橋駅から約 12km、新宿駅から約 14km の位置にある（図表 35）。

図表 34 鉄道駅の位置



[出所] 足立区. あだち地図情報提供サービス, <https://www.city.adachi.tokyo.jp/josys/20141027.html>, (参照: 2023-11-12).

※テーマ「民間地図」を加工して作成

図表 35 綾瀬駅からの直線距離



[出所] 足立区. あだち地図情報提供サービス, <https://www.city.adachi.tokyo.jp/josys/20141027.html>, (参照 : 2023-07-05). ※テーマ「民間地図」を加工して作成

## オ 防災資源

### (ア) 一時滞在施設

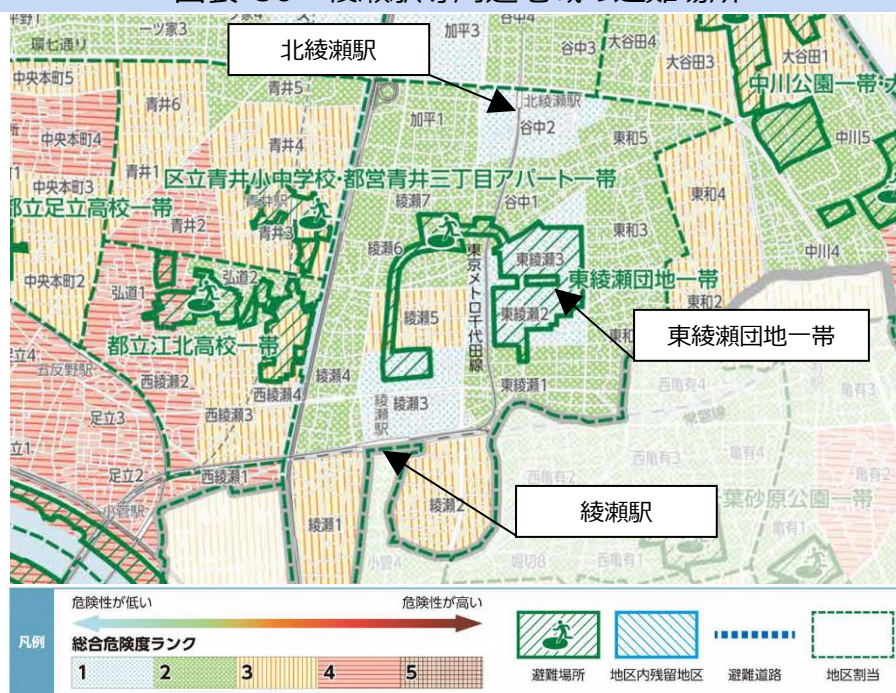
ア 綾瀬駅等周辺地域の一時滞在施設は、「1 (11) 一時滞在施設一覧」(p.13) のとおり。

イ 綾瀬駅等周辺地域は、住居地域が多く、大規模な一時滞在施設がない。

### (イ) 避難場所・オープンスペース

避難場所は、東綾瀬団地一带がある(図表 36)。

図表 36 綾瀬駅等周辺地域の避難場所



[出所] 安心東京/足立地区: <https://www.anshin.tokyo/adachi>, (参照: 2025-12-10).

ア 公園緑地は、東綾瀬公園、下河原公園、袋橋公園(葛飾区)等がある。

イ 綾瀬北野神社、綾瀬稲荷神社、観音寺院等の社寺がある。

<沿革>

時期	内容
令和6年3月	<p>素案 作成</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○「綾瀬駅周辺地域 都市安全確保促進計画」、「綾瀬ルール」、「綾瀬ルール実践のための行動指針」を統合</li><li>・「綾瀬ルール」(平成30年2月)を見直し</li><li>・「綾瀬ルール実践のための行動指針」を新規作成</li><li>・「都市再生安全確保計画作成の手引き 第4版」(内閣府・国土交通省、令和4年3月)を踏まえ、「綾瀬駅周辺地域 都市安全確保促進計画」(平成27年3月)を見直し</li></ul>